東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案（概要）

１．背景

東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、同災害の被災者に対する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条に規定する災害援護資金の貸付けについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 103 条において、特例措置を講じているところである。

本特例措置については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「施行政令」という。）において、令和９年３月 31 日までに貸付けを受けるものについて適用されているところである。

今般、被災者の生活再建の実情を踏まえ、引き続き、被災者の資金需要が見込まれることから、特例措置の適用期間を延長するため、施行政令について所要の改正を行う。

２．改正の概要

施行政令において、令和９年３月 31 日までとされている特例措置の適用期間について、令和 10 年３月 31 日まで１年間延長する。

３．施行期日

公布の日から施行